

元首政期ローマ帝国における近衛長官職の確立

桑 山 由 文^①

【要約】 元首政期ローマ帝国において、本来極めてわずかな軍事権限しかもち得なかつた近衛長官職は、徐々に国政における役割を増やしていき、三世紀の軍人皇帝時代には、國政運営の様々な面において指導的役割を果たすようになった。そればかりか、帝位を篡奪する近衛長官さえしばしば出現したのである。

先行研究ではこのような近衛長官隆盛の基はセウエルス朝期に築かれたとし、特に法学者パピニアヌスが連続して近衛長官職に就いたことが近衛長官職の内政的側面の発達の画期であると理解し、重視してきた。

しかし、本稿における検討の結果、法学者近衛長官の意義は低いものであり、近衛長官職発展の画期は、従来軽視されてきた五賢帝期後期であったことが明らかになった。この時代に、近衛長官職は権限・地位が上昇して職務として確立したのである。騎士身分を中心とする三世紀半ばの政治体制へと元首政が移行していく基盤は、五賢帝期後期に成立したといえよう。

史料 七九卷二号 一九九六年三月

はじめに

近衛長官 (Praefectus praetorio) は、ローマ帝国の政治体制において、特別かつ重要な位置を占めてきた。^①この職は、本来、「近衛隊 (cohortes praetoriae) の隊長」を意味し、初代アウグストゥス帝による創設当初、その権限は近衛隊を率いて皇帝を護衛することであった。^②ローマ帝国の支配層は第一位の元老院議員身分と第二位の騎士身分から構成されていたのであるが、近衛長官には騎士身分の者が二名、皇帝によって任命されるのが常であった。^③皇帝を警護するという本来

の職務の性格上、近衛長官職には皇帝の信頼厚い者が就任した。彼らは皇帝にほぼ常につきしたが、皇帝が遠征する時にも必ず一人の近衛長官が随行した。こうした事情から、元首政期において近衛長官は少なからず皇帝に対して影響力を發揮し、政治に関与してきたのである。

元首政初期の近衛長官たちの権勢は、皇帝の寵愛に頼った非公式なものであり、近衛長官職自体の権限は、近衛隊の指揮のような極めてわずかな軍事権限に限定されていた。政治への影響力は、近衛長官個人個人がいかにかに皇帝と親密な関係を結べるかにかかっており、近衛長官に就任すること自体にはそれほど重要性はなかったといえる。例えば、ティベリウス帝の近衛長官セリアヌスは、皇帝に並ぶ権勢を誇ったが、彼の力は帝との近しさ故であった。近衛長官職は、皇帝へ影響力を及ぼす足がかりにすぎなかった。実際、ユリウス・クラウディウス朝において、近衛長官職の地位は、決して高いものではなかったのである。

ところが、最初はずかの軍事権限のみであった近衛長官職の権限は徐々に拡大していった。三世紀半ばの軍人皇帝時代には、彼らは、軍事面のみならず、行政、司法など内政面でさえも高い役割をはたしていたのである。もちろん皇帝と親密な関係を結ぶことは重要であり、それを利用して並ぶ者なき権勢を振るった者も出現したのであるが、一方、近衛長官職自体の権限・地位も創設当初とは比べものにならないほど高まっていた。三世紀半ばには近衛長官職は帝國運営に不可欠の存在となっており、フィリップス帝（二四四～二四九年）など、その力を利用して帝位に就く近衛長官さえしばしば出現したほどであった。^⑥近衛長官は、皇帝にならずとも、実質的には副皇帝と呼び得るほどの力を獲得していたといえよう。^⑦

ところで、元首政期ローマ帝国の研究は、従来、政治の第一支配層たる元老院議員身分と皇帝との関係を軸に主になされてきた。そのため、騎士身分の職の一つである近衛長官を扱った研究は多くはなかった。騎士身分全体を扱ったブロンポグラフィ研究は今世紀半ば以降特に進展を見せてきたが、それはあくまでも情報の蓄積にすぎず、主として、ローマ

の属州におけるプロクラトル *procurator* やローマの軍制の下で活動した騎士身分に限定された研究である。こうした研究はそのような、比較的低い地位で実務を扱った騎士身分を扱うのであり、近衛長官、エジプト総督 *praefectus Aegypti*、穀物供給長官 *praefectus annonae* といった高位の騎士身分官職については研究があまり進んでいない。特に近衛長官は騎士身分でありながら、その権勢はしばしば元老院議員身分以上のものであったため、元老院議員身分と騎士身分の中間的存在であったともいえる。そのためか、どちらの身分を扱った研究においても例外として見逃されがちであった。もちろん、近衛長官個人個人についてのプロソポグラフィ研究はしばしばなされているが、それは近衛長官が経てきた経歴を明らかにすることに力点が置かれており、職務としての近衛長官およびその発展を扱っているわけではない。

このような研究状況にもかかわらず、元首政期ローマ帝国を理解するために近衛長官職は重要な指標の一つである。元首政期ローマ帝国では、徐々に皇帝の権限が拡大していったのであるが、それにともない、最上位身分であった元老院議員身分にかわって、皇帝直属であった第二身分の騎士身分が勢力を獲得してきた。軍団指揮や属州統治といった要職から元老院議員身分は徐々に排除され、代わりに騎士身分が登用されていった。大まかにいえば、この流れが後期ローマ帝国の政治体制につながっていくのである。それ故に、元首政の政治構造を十分に理解するには、元老院議員身分だけでなく、騎士身分をも視野にいれねばならないのである。従って、騎士身分の高位の職として政治と密接に関わり、かつ、元首政の進展と共に上述のような発展を遂げた近衛長官職は、ローマ帝国の政治構造およびその変化を理解する上で極めて重要な指標であるといえよう。では、近衛長官が、単なる護衛隊長から、軍事、内政両面において恒常的に権限を行使し、国政運営に携わるようになった——本稿では、これを近衛長官職の確立と表現するが——のはどの時期からであり、その背景にはいかなる政治状況が存在したのであろうか。この点を考察することで、元首政期ローマ帝国の変化に関してより一層理解を深めることができよう。

① 本稿においては、*praefectus praetorio* を近衛長官と翻訳した。こ

の語の訳については他にも、近衛隊長、親衛隊長官といった訳語が使

われている。「隊長」では近衛隊の指揮のみをまかされていたように感じられる。本稿で扱う時代においては、権限は軍事面以外にも拡大しており意味あいが異なる。「親衛隊」では皇帝との関係の親しさが強調され、やはり異なると筆者は考える。

② 近衛隊は首都ローマに駐屯するいくつかの部隊の中で最大の兵力であり、その構成員はローマ全軍団中のエリートとされた。

③ 本稿においては、近衛長官のこの二人制を同僚制と呼ぶ。もっとも、敵愾な意味での同僚ではなく、近衛長官二人の間には上位、下位の區別があった。また、三名が任命されることもしばしばあった。

④ コンスル職就任などの騎士身分としては異例の特権を享受し、一期ティベリウス帝と同等といえるほどの権勢を振るったが、失脚した。

⑤ 軍人皇帝時代が終息すると、三世紀末のディオクレティアヌス帝期

第一章 研究 史

近衛長官についての本格的研究は一九三〇年代に始まった。M. Durry, A. Passerini が近衛隊についての大部な研究書を著し、近衛長官についても詳細な言及がなされたのである。① 近衛長官職の重要性を強調した点でこれらの研究の意義は大きい。しかし、彼らの研究はコンスタンティヌス大帝までの近衛長官の権限や政治への関わりを総体的に捉えるもので、近衛長官職の展開に対する関心は希薄であった。

これに対して一九四二年に J. J. Howe は、近衛長官職は二世紀末のコンモドゥス帝期から発展を始め、三世紀に頂点に達したと分析した。② 彼の研究は近衛長官職の発展という図式を導入したという点で画期的であった。Howe はコンモドゥス帝期以降の近衛長官職の権限を軍事的側面と内政的側面の二つに分けて詳細に考察し、その上で近衛長官職の影響力と発展を描いた。彼はセウエルス朝期に法学者が近衛長官職に連続して就いたことを重視し、法学者の連続登用が後の

には、帝国四分統治体制において、おそらく四人の皇帝それぞれに近衛長官が設置された。四世紀になってコンスタンティヌス大帝が対立皇帝に勝利し、帝国単独統治を開始すると、帝は近衛長官職から軍事権限を取り上げ、これを純粋な文官職とした。これ以降、近衛長官職は従来とは全く異なった職務となった。

⑥ 以上の近衛長官職の政治への関与は、近衛隊の動きとはほとんど連動していない。近衛長官職の発展は、近衛隊とは全く別個のものであった。

① H. G. Phaux, *Les Carrieres procuratoriales equestres*, Paris, 1960-1, (以後 CP と訳す) ; H. Deviver, *Prosopographia militarium equestrium*, 4 vols., Leuven, 1976-1987 など。

ローマ帝国の発展に大きな影響を与えたと言う。^④

法学者は、首都ローマや属州において種々の訴訟を扱った職業であった。二、三世紀は法律体系の整備で知られる時代であり、多くの法学者が現れた。彼らの地位は基本的にあまり高くなく、高位の者もいたが、騎士身分の上級官職に就く者は多くはなかった。だが、セプティミウス・セウルス帝期に至って初めて法学者が、それも、特に名高くローマ法の発展に大きく貢献したパピニアヌス、ウルピアヌスが近衛長官になった。^⑤ Howeはこの点を高く評価したのである。彼の研究は極めて精緻であり、特に一八〇年以降の近衛長官職就任者のリストは現在でもその価値を失っていない。^⑥

Howeの研究を受けて、S. J. de Laetも近衛長官の権限を発展的に捉えることの重要性を指摘し、近衛長官職の軍事面における権限の発展を中心に、アウグストゥス帝期からコンスタンティヌス大帝期までの幅広い時代を考察した。^⑦ 彼は、セウルス帝期に近衛長官の軍事権限が非常に拡大してイタリア駐留の全軍に対する上級指揮権を獲得したと分析し、三世紀には内政面における権限増加も加わって、三世紀の近衛長官職は絶大な力を獲得し、絶頂期を迎えたとする。もっとも、彼の考察は近衛長官の軍事的権限を過大評価する傾向にあり、近年では多くの点で論駁されている。

一方、J. F. Osierは三世紀における騎士身分の興隆と近衛長官職の発展を絡めて論じた。^⑧ 彼はde Laetの説を批判し、セウルス帝期には軍事面における権限増加はなかったとみて、内政面における権限の発展を重視した。特に、セウルス帝期の法学者近衛長官たちに注目し、彼ら以来、近衛長官が軍事的職務から行政、司法を専ら扱う職務へと変質していったと位置づけた。同時にセプティミウス・セウルス帝（以後セウルス帝と略す）は近衛長官職の権限削減を試みたが、結局制御には失敗し、近衛長官は依然強力であったとOsierは考えた。^⑨

以上見てきたように、従来の研究においては、de Laetのように主として軍事的側面から考察するか、Osierのように内政的側面を重視するか、の違いはあるものの、近衛長官職の権限は一、二世紀を通じて徐々に発展していき、セウルス朝期に内政面の権限を併せ持つて、職として確立したという点でほぼ一致している。特にHowe, Osierらは法学者近

衛長官の登場を重要視し、彼らによって後の近衛長官隆盛の基が築かれたという。^⑩

Howe までの研究者たちは、法学者近衛長官の登場以来、三世紀を通じて近衛長官職には法学者が就任したと考え法学者の役割の大きさを強調していた。^⑪だが、Howe は三世紀の近衛長官を精査して近衛長官は大半が法学者でなく軍人であったことを明らかにし、彼の説は J. A. Crook らによって受け入れられた。^⑫Howe や Crook は、三世紀を通じてではなくセウエルス朝に限っては法学者近衛長官が国政を主導し、その結果、後の時代に大きな影響を与えたと考える。しかし、筆者は、法学者近衛長官を過大に評価するこれらの説には懐疑的である。従って本稿では、まず、この説の当否をめぐって、セウエルス朝の法学者近衛長官について検討を加える。

使用する史料には主要なものにヒストリア・アウグスタ「皇帝伝記集」(以後 H A と略す)、ディオ・カッシウス(以後ディオと略す)及びヘロディアヌスの史書がある。H A は古代末期の作であり、ハドリアヌス帝から三世紀末までを扱う。その内容には創作と考えられる部分が多い。ディオの史書はセウエルス朝期までを扱い、コンモドゥス帝以降は同時代史となる。その信憑性はこの三書の中で最も高いといえよう。だが、キフィリヌス、ゾナラスといった後世の史家によって伝えられた断片しか残存せず、欠落が多い。ヘロディアヌスはマルクス・アウレリウス帝(以後マルクス帝と略す)の死からゾルディアヌス三世期までを扱い、文学的レトリックを多用し、人名などにもあまり触れていないなど、史料としての評価は高くはないが、同時代史ではある。他にアウレリウス・ウィクトルの史書などが存在するが、情報量は前三者に比すべくもない。これら文献史料に加えて、碑文研究も非常な進展を見せている。特に騎士身分についてのプロソポグラフィ^⑬研究の成果が多く利用できる。近衛長官職を体系的に扱った研究は近年行われておらず、このような成果を取り入れることは重要である。

⑩ M. Durry, *Les Cohortes praetoriennes*, Paris, 1938; A. Passerini, *Le Coorti praetorie*, Roma, 1939.

⑪ L. L. Howe, *The Praetorian Prefect from Commodus to Diocletian* (A. D. 180-305), Chicago, 1942.

- ③ civil powers の Howe は表現し、法律、行政などを含んだ意味を持つ。本稿における Howe のこの定義を踏襲して「内政」この用語を用いる。
- ④ このように法学者でありかつ近衛長官であった者を法学者近衛長官と本稿においては呼ぶことにする。
- ⑤ ハウルヌも古くは近衛長官と数えられていたが、近年彼の近衛長官職就任は完全否定されている。cf. R. Syme, *Three Jurists*, *HAC*, 1968/1969, pp. 316f.; Howe, op. cit., p. 105f.
- ⑥ 同様のリストは Passerini の著作にも付加されているが、それによってはいくつかの誤りが指摘されている。
- ⑦ S. J. de Laet, *Les pouvoirs militaires des préfets du prétoire et leur développement progressif*, *RBPPI*, 23, 1944.
- ⑧ J. F. Ostler, *The Rise of the Ordo Equestris in the Third Century of the Roman Empire*, dissertation, University of Michigan, 1974, p. 175 f.
- ⑨ M. Platnauer, *The Life and Reign of the Emperor Lucius Septimius Severus*, London, 1918, p. 近衛長官職の法学者近衛長官に米軍事面での重要性を失ったこと。
- ⑩ R. Syme は法学者近衛長官たる力を過大評価するべきではないと説いたが、彼らを他の時代の近衛長官との関係において論じたわけではなく、部分的考察にすぎない。また、彼の見解は、多くの研究者の賛同を得ているわけではない。Syme, op. cit., pp. 309-323.
- ⑪ ex. Platnauer, op. cit., p. 176.
- ⑫ Howe, op. cit., p. 46f.
- ⑬ J. A. Crook, *Consilium Principis*, Cambridge, 1955, p. 79.
- ⑭ 他の文献史料では現れませんが、碑文から真実性が確認される事実をクルネトウスが述べている場合がある。cf. C. R. Whitaker (ed.), *Herodian*, vol. 1, 1969, London, pp. 1-11.
- ⑮ Pfaum, *CP*; Devijver, op. cit. など。

第二章 セウエルス朝期の法学者近衛長官

法学者近衛長官の問題に触れる前に、騎士身分の官職体系について簡単に触れる必要がある。近衛長官はその中で高位に位置するからである。皇帝は騎士身分を代理人として用い、属州などで主に財政業務を担当させた。彼らは一般にプロクラトルと呼ばれた。このようなプロクラトルには、騎士身分として軍団で経歴を始めた者が就任した。プロクラトルはいくつかの段階があり、それらを経た者のうち一部は、首都ローマにおいて皇帝の下で内政業務を担当した。更にその中でもごくわずかの者が属州エジプト総督、近衛長官、穀物供給長官といった騎士身分最高位の職に就くことができた。平民出身の一兵卒でも軍団勤務において有能と見なされれば、騎士身分に入り、この昇進階梯が上がっていくことができ

表1 セウエルス朝期の近衛長官（*は法学者近衛長官）

| セプティミウス・セウエルス帝期とカラカラ帝期（193～217年） | |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| 名前 ⁽¹⁾ | 主要な経歴 ⁽²⁾ |
| フラウィウス・ユウェナリス（193） | 経歴不明 |
| Q. アエミリウス・サトルニヌス（200） | 属州エジプト総督 |
| C. フルウィウス・プラウティアヌス（?～205） | 近衛長官かつ元老院議員。皇帝並みの権勢 |
| ユリアヌスら何人かの近衛長官 | 経歴不明 |
| * アエミリウス・パビニアヌス（205～211?） | 請願局長 |
| Q. マエキウス・ラエトゥス（205～211?） | 属州エジプト総督 退職後に正規コンスル、首都長官 |
| * ヴァレリウス・パトルイヌス（212?） | 法学者であったこと以外不明 |
| Cn. マルクウス・ルスティウス・ルフィヌス（?） | 消防隊長官 |
| * M. オペッリウス・マクリヌス（212?～217） | 皇帝金庫担当、プロクラトル |
| M. オクラティニウス・アドウェントゥス（212?～217） | 属州ブリタニアのプロクラトル 退職後に正規コンスル、首都長官 |
| マクリヌス帝期（217～218年） | |
| ウルピウス・ユリアヌス（217～218） | a censibus |
| ユリアヌス・ネストル（217～218） | princeps peregrinorum |
| ユリウス・バシリアヌス（218） | 属州エジプト総督 |
| エラガバルス帝期（218～222年） | |
| P. フレリウス・コマゾン（218～219?） | 第2バルティア軍団長 退職後に正規コンスル、首都長官 |
| ユリウス・フラウィアヌス（218～?） | 経歴不明 |
| …アトゥス（?～222） | 元老院議員身分の職を含んだ騎士身分経歴 |
| アンティオキアヌス（?～222） | 経歴不明 |
| 名前不明（?～222） | 経歴不明 |
| セウエルス・アレクサンデル帝期（222～235年） | |
| フラウィアヌス（222） | 経歴不明 |
| ゲミニウス・クレストゥス（222） | 属州エジプト総督 |
| * ドミティウス・ウルピアヌス（222～223） | 穀物供給長官 |
| T. ロレニウス・ケルスス（223～?） | 経歴不明 |
| M. アエディニウス・ユリアヌス（223～?） | 属州エジプト総督 |
| L. ディディウス・マリヌス（223～?） | 属州アジアのプロクラトル |
| L. ドミティウス・ホノラトゥス（223～?） | 属州エジプト総督 |
| 名前不明（?） ⁽³⁾ | 経歴不明 |
| 名前不明（?） | 経歴不明 |
| 名前不明（?） | 経歴不明 |
| 名前不明（?） | 経歴不明 |
| M. アッティウス・コルネリアヌス（230以降） | 経歴不明 |

(1) カッコ内は近衛長官在職期間。在職期間が推定されているものの確定的でない近衛長官が大
半であるが、本稿の論旨と直接は関わらないので、簡略化してある。

(2) 近衛長官就任直前の経歴が主。

(3) 以下の4人は、二人の近衛長官からなるペア二組である。保持していた称号から、近衛長官
職に就いていたことが推定されるが、名前、経歴など、それ以上は全く不明である。

た。更にハドリアヌス帝以降、軍団勤務を経ずに文官経歴のみを経て騎士身分職に就く昇進階梯も整備された^③。セウエルス朝において、法学者がこの文官経歴を経て近衛長官に登用されたのである。

セウエルス朝の法学者近衛長官として知られる者は、時代順にパピニアヌス、パトルイヌス、マクリヌス、ウルピアヌスの四人である（表一参照）。彼らは、法学者近衛長官として同時代の他の近衛長官たちと区別すべき存在であったのか。まず、彼らの登用はセウエルス朝において連続した政策であったのか、という点を検討する。

騎士身分の文官として経歴を積み、ついには近衛長官職に達したという点では彼らは全員一致している。また、パピニアヌスからマクリヌスまでの三人は、順次連続して近衛長官職に任命されていた。ここには皇帝の政策的意図が考えられよう。しかし、四番目のウルピアヌスの場合を他の法学者近衛長官と同列に考えることは避けねばならない^④。従来は、ウルピアヌスはパピニアヌス以来連続して登用された法学者近衛長官の最後だと考えられてきたのであるが、実は、他の法学者近衛長官たちとウルピアヌスの間には何人もの近衛長官が存在するのである。マクリヌスの短い治世、それに続くエラガバルス帝の治世には、法学者近衛長官は存在せず、セウエルス・アレクサンデル帝期にもウルピアヌス以外に法学者近衛長官は任命されなかった。ウルピアヌスは近衛長官パピニアヌスの法廷^⑤の構成員であったとはいわれている^⑦。確かにそのことは Howe が言うようにパピニアヌスとウルピアヌスの法思想についての共通性を示しはするが、法学者近衛長官の連続性を証明するものではない。

ウルピアヌスの近衛長官への登用も、単に法学者として彼が有能であったからとは考えにくい。彼は二二二年セウエルス・アレクサンデル帝の治世に、特殊な事情の下で近衛長官になった。既にフラウィアヌスとクレストゥスが近衛長官職に就いていたにもかかわらず、ウルピアヌスは両者より上位の近衛長官として就任し、フラウィアヌスとクレトゥスを下位においたのである^⑧。この事件は、セウエルス・アレクサンデル帝の母マエアの干渉によって引き起こされたらしい^⑨。この後にウルピアヌスはこの二人の同僚を殺害し、単独の近衛長官になった。極めて激しい政治抗争が背後にあったと考

えてよいであろう。

しかも、ウルピアヌスの死亡年についての問題もある。彼の死は従来は二二八年と考えられていた。^⑩ 六年間近衛長官の地位にあったことになり、国政において大きな影響を振るった可能性もある。だが、近年ウルピアヌスの死は二二三年である可能性が強まった。^⑪ そうするとウルピアヌスは在職期間約一年、就任してすぐ殺害されたこととなる。しかも、近衛隊によって殺害されており、彼が近衛長官として振るった政治力は疑問である。^⑫ 彼の死は、ウルピアヌス登用という無理な人事に対する近衛隊の反抗とも考えられる。ウルピアヌスがセウエルス・アレクサンデル帝によって「父」*parens meus* と呼ばれ信頼されていたとして、ウルピアヌスの政治的影響力を重視する研究もある。^⑬ だが、コンモドゥス帝期に短期間近衛長官であったユリウス・ユリアヌスもコンモドゥス帝によって「父」*pater* と呼ばれていた。^⑭ 近衛長官に就任する者は、年齢的にかなり年配の者が多かったらしく、アレクサンデル帝やコンモドゥス帝のような青年皇帝にとって、側に仕える近衛長官を「父」と呼びかけるのは特別なことではなかった。^⑮

これらの点から考えて、ウルピアヌスを他の法学者近衛長官と同列の存在と見なすことにはかなり無理があるといわねばならない。ウルピアヌスの登用は、法学者故のものだけとは考えられない上に、他の法学者近衛長官と彼との間に連続性はないのである。むしろ、彼は、セウエルス・アレクサンデル帝初期頭の短命な近衛長官の一人にすぎない。

では連続的に登用されていた他の三人の法学者近衛長官についてはどうか。彼ら法学者近衛長官には、必ず同僚として法学者ではない近衛長官が登用されていた(表一参照)。これら同僚近衛長官は法学者近衛長官よりも上位に位置づけられていたらしい。碑文において法学者近衛長官が同僚近衛長官より後に必ず名前が記されていることがその根拠となろう。^⑯

近衛長官に到るまでの経歴からも、両者の違いは明らかである。例えば、パピニアヌスは法学者としてその経歴を開始し、皇帝金庫担当 (*advocatus facti*)、請願局長 (*a libellis*) を経て近衛長官に就任したらしい。^⑰ 一方同僚近衛長官ラエト

ゥスは、属州エジプト総督職などを経験した輝かしい経歴の持ち主であった。^⑧パピニアヌスも着実に昇進階梯を上昇してきているとはいえず、経歴の点でもラエトゥスの方が上位といえよう。このように、同僚近衛長官の方は成功した職歴を経てきて騎士身分内のエリートとでもいえるのに対して、法学者近衛長官は、文官としての騎士身分の昇進階梯を着実に上がってきたにすぎなかった。^⑨

法学者近衛長官たちが近衛長官として保持していた権威も大きくはなかった。マクリヌスを除く二人はおそらく在職中に殺害されており、その政治力については疑問が残る。まず、パトリウスは任命後一年以内に殺害されている。しかも彼について詳細はわからない。彼はパピニアヌスと共に近衛隊によって殺害された人物で、^⑩近衛長官でなかった可能性もある。^⑪だが、彼が近衛長官であったとしても就任直後に殺害されたことになり、その力の弱さは明らかである。彼が法学者であったのは確からしく、^⑫近衛長官ではなくパピニアヌスの部下であったために共に殺害されたとも考えられる。

約七年と比較的在職期間の長いパピニアヌスも、カラカラ帝の不興と近衛隊の訴えによって殺害された。^⑬パピニアヌスの死の場面に就いて史書の記述は一定していないが、パピニアヌス殺害に近衛隊が関わっていたというディオの指摘は重要である。^⑭近衛隊の隊長であるはずの近衛長官が近衛隊によって殺害されたという事件は奇妙である。パピニアヌス以前にはそのような事実はほとんど知られていない。^⑮この時彼は近衛長官ではなかった可能性もあるが、たとえそうだとしてみても彼が、以前指揮していた近衛隊の支持を得ていなかったことは明らかであろう。

このように、マクリヌス以外の二人は、近衛長官として不遇な最後を遂げたといえるのである。一方、彼らの同僚近衛長官であったラエトゥスは近衛長官職を引退し、^⑯後に元老院議員に昇格（*consul*）され、二度目のコンスル職という栄誉まで浴した。^⑰彼の近衛長官退職後の経歴は、パピニアヌスと比べて極めて対照的である。

マクリヌスは騎士身分では初めて帝位に就いたことから、法学者近衛長官の政治力を示すよい例と従来見なされていた。だが、彼も同僚近衛長官アドゥニトゥスより下位の近衛長官であった。カラカラ帝がパルティア遠征中に殺害されると、^⑱

遠征軍の兵士たちは最初はアドウエントゥス^⑤を帝位につけようとしたが、彼が老齢を理由に拒否したのでマクリヌスを皇帝とした。ヘロディアヌスはそう伝える。同様にディオの伝えるところでも、アドウエントゥスは自分が老齢であるので帝位をマクリヌスに譲ったと語っていた^⑥。これらは、マクリヌスがアドウエントゥス以上の人物とはみられていなかったことを示すものであろう。従って、マクリヌスが帝位に就くことができたのは、彼が法学者近衛長官として国政において皇帝に次ぐ者であったからではない。近衛長官は皇帝に次ぐ者であると兵士たちが見なしていたからこそ、マクリヌスとアドウエントゥスの兩名が推戴されたのである。法学者近衛長官が同僚近衛長官に比べて勢威を誇っていた証拠とは考えられない^⑦。

以上より、法学者近衛長官の役割を過大評価することは避けねばならない。法学者近衛長官の連続的登用に、皇帝の政策的意図があったのは確かであろう。だが、法学者近衛長官の登用はわずか三人だけであり、セウエルス朝の一時期に限定されていたのである。その時期においてさえ、法学者近衛長官は同僚近衛長官の下位に置かれていた。おそらく、法学者近衛長官は、行政・司法面において同僚近衛長官の補佐的役割を果たしていたにすぎず、その価値は低いものであったと考えざるを得ない。それは一時的政策にすぎなかったのである。セウエルス朝より後の三世紀においても、文官近衛長官の登用は極めてわずかであったことは、Howe^⑧が既に指摘した通りであったが、その状況は、セウエルス朝においても同様であったのである。

従って、セウエルス朝の法学者近衛長官をもって、近衛長官の内政的側面が拡大したという従来の考えに賛同することはできない。画期とはいえないのである。もちろん、パピニアヌスやウルピアヌスは法学者としては非常に有能で多くの著作を残した。彼らの著作は後代に大きな影響を与えた。だが、その事実と近衛長官としての彼らとを同質に扱うわけにはいかない^⑨。従来の研究は、パピニアヌスやウルピアヌスを重視するあまり、法学者近衛長官の役割を評価し過ぎたのである。

従来の理解に対してこのように疑問を見いだすとすると、それでは、近衛長官職の画期をどこに置くべきであろうか。法学者近衛長官が一時的とはいえ連続的に出現したことは興味深い。法学者が順次近衛長官に登用されたことは、この時期に近衛長官職の内政的権限が既に確立し、近衛長官の権限が軍事だけでなく内政にまで及んでいた大きなものであったことを示しているといえよう。従って、どの時点で近衛長官職は転換点を迎えたのか、を時代を遡って考察する必要がある。セウエルス朝より前のコンモドゥス帝期の近衛長官職に関して検討を加えねばならない。

① 騎士身分は、本来世襲制ではなかったが、騎士身分の者が子か騎士身分として経歴を始めることは多かった。マルクス帝期には騎士身分は世襲制とされた。

② 書簡局長 (ab epistulis)、『請願局長 (a libellis)』財務局長 (a rationibus) などがあった。これらの職務はクラウディウス帝の頃に整備され、元々、皇帝の解放奴隸や奴隸が行っていた。ドミティアヌス帝が騎士身分をこれらの職に登用し始め、ハドリアヌス帝期には、騎士身分の者の占有となった。

③ もっとも、騎士身分の者の任命権を持っているのは皇帝であったので、騎士身分の以上のような昇進順序が完全に遵守されていたかは疑問である。ただ、昇進階梯の整備にともなって皇帝の恣意的任命も難しくなっていくことは否定できない。

④ ウルピアヌスの経歴については Pfau, *CP*, no. 294.

⑤ ex. M. Platnauer, *op. cit.*, p. 176; Howe, *op. cit.*, p. 46.

⑥ 近衛長官が主宰した法廷。裁判など近衛長官が元首から委任された法律業務遂行にあたって近衛長官を補佐。

⑦ HA, *Niger*, 7, 4.

⑧ Howe, *op. cit.*, p. 46.

⑨ Dio, 80, 2, 2; Zonaras, 12, 15, p. 571; Zosimus, 1, 11, 2 f; Aur-

elius Victor, *de Caesaribus*, 24, 6.

⑩ Zosimus, 1, 11, 2.

⑪ $\alpha\theta\epsilon\lambda\omega\sigma\tau\epsilon\varsigma$ Howe, *op. cit.*, pp. 100-105. 411-413年の可能性も示唆。

⑫ Papyrii Oxyrynchus, 31, 2565, 1966. $\epsilon\lambda\lambda\epsilon\sigma\tau\epsilon\varsigma$ cf. Syme, *op. cit.*, p. 318; T. Honoré, *Ufipian*, Oxford, 1982, p. 41.

⑬ ウルピアヌスの同時代人ヘロディアヌスは彼について一言も言及していない。ヘロディアヌスの記述は人名をよく省略する欠点があるものの、この事実が、ウルピアヌスの近衛長官職在職が言及に値しないユクローネアヌスが考えたからではないか。cf. Whitaker, *op. cit.*, pp. xlvii-xlviii.

⑭ CJ 4, 65, 4, 1; Ostler, *op. cit.*, p. 109.

⑮ Dio, 72, 14, 1.

⑯ 騎士身分の昇進順序を昇つて近衛長官職に達するのにはかなりの年月が必要であるため。

⑰ HA, Gordiani tres, 29, 1 に「近衛長官」近衛長官「トリッパヌス」(1143-1144年)に「近衛長官」トリッパヌス三世(在位1143-1144年)に「近衛長官」トリッパヌスと呼ばれた。

⑱ $\epsilon\lambda\lambda\epsilon\sigma\tau\epsilon\varsigma$ CIL, VI, 228; Pfau, *CP*, p. 584. $\epsilon\lambda\lambda\epsilon\sigma\tau\epsilon\varsigma$

リキスに引くは Cj. 9, 51, 1.

⑭ Plamm, *CP*, no. 220. H A がマビニウススの経歴の主要な情報源であるが、信憑性に乏しい。例えば、マビニウススが皇帝金庫担当に就いたことは疑わしい。cf. Syme, *op. cit.*, pp. 322-323.

⑮ Dio, 75, 3, 2; 9, 11. マニトウスの経歴については、不明な点が多い。ところの、同じマニトウスという名の同時代人の元老院議員が存在し、区別が難しいからである。だが、一般には、彼は廬州アラビアのプロクラートルからエジプト総督を経て近衛長官に達したらしい。近衛長官職の後、彼は元老院議員身分に昇格され、二度目のコンスタンチンとめた。ハルティアン戦争で軍事任務に従事したと Howe は考案だが、A. Chastagnol は否定。cf. Howe, *op. cit.*, p. 71; A. Chastagnol, *Recherche sur l'Histoire Auguste*, Bonn, 1970, p. 63.

⑯ マビニウススの近衛長官登用にも、ウルピウスと同じく帝室との関係が背後にあった可能性がある。彼は帝室と結びつき深い人物であったらしい。「一番目の妻を通じて」セウヘルス帝と姻戚関係があった (HA, *Caracallus*, 8, 2)。そのため、近衛長官への任命にはセウヘルス帝の皇后ニリア・ドムナが深く関わっていたと考えられている。HA を翻訳した D. Magie はセウヘルス帝の妻ニリア・ドムナのこととみる。A. Birley は、セウヘルスの妻なのか、マビニウススの妻なのかはわからなごとしながらも、前者の可能性が高いとみる。セウヘルスの妻であるのなら、マビニウススはシリア出身である。また、HA のこの部分の信憑性を Syme を始めとする研究者らは疑う。(cf. D. Magie, *The Scriptores Historiae Augustae*, The Loeb Classical Library, 1924, p. 20; A. Birley, *Lives of the Later Caesars*, Penguin books, 1976, p. 257; Syme, *op. cit.*, p. 323 f.; A. Stein, *Der römische Ritterstand*, München, 1927, p. 407; ケンク・ブーニヤット「マビニウスス」、意味不明な法律家か)『北大法学論集』四四—二

一九九三年(二二三頁)

Whittaker, *op. cit.*, p. 333. は、近衛長官ブラウティアヌスの失脚事件とそれに続くマビニウス登用に、ブラウティアヌスを嫌ったニリア・ドムナの関わりを示唆している。いずれにせよ、セウヘルス帝は有能な皇帝と一般に見なされており、彼の統治能力は高く評価されている。帝室との結びつき故だけのマビニウス登用ではなからう。法学者近衛長官として何らかの役割を果たすことを期待されていたと考えるのが妥当である。

⑰ Dio, 77, 4, 1 a; HA, *Caracallus*, 4, 1 f.

⑱ Howe, *op. cit.*, p. 72. は、トルキヌスを近衛長官と認めるが、Chastagnol, *op. cit.*, p. 63 f. は否定する。

⑲ Digesta, 49, 14, 50. したがって彼は法学者として引用されている。

⑳ Dio, 77, 4, 1 a.

㉑ マビニウス殺害を HA, *Caracallus*, 4, 1 は、ゲタ殺害を弁明するようニカラカラ帝に頼まれたものの拒否したため、とみる。Aurelius Victor, *de Caesaribus* 22, 3-4 は、HA の記述を否定する。しかし、ディオによれば、近衛隊によってマビニウス殺害が訴えられ、カラカラ帝はそれを許しただけである。少なくとも近衛隊の関わりはあったと考えられる。T. Honoré, *Emperors and Lawyers*, 2nd ed., Oxford, 1994, p. 80. は、ディオに従う。

㉒ ネルウァ帝の近衛長官 T・ペトロニウス・セクンドゥスは、ドミニクス帝殺害犯人の処罰を訴える近衛隊に引き渡されて殺された。cf. Dio, 68, 3, 3.

㉓ Howe, *op. cit.*, p. 72. の場合、ペトルキヌスが近衛長官であったことが、cf. Chastagnol, *op. cit.*, p. 63.

㉔ 近衛長官職引退の時期は知られていない。

㉕ マニトウスの元老院への昇格は、彼を近衛長官職という要職から遠

させておこうという皇帝の措置であったかもしれないが、二度目のコンスルという榮譽をラエトゥスが受けた事實は、その可能性を乏しいものにしてしまう。いずれにせよ、ラエトゥスの元老院議員資格とパビニアヌスの殺害との違いは極めて大きいといわざるを得ない。

⑪ マクリヌスはセウルス帝と同じくアフリカの出身であり、近衛長官ブラウティアヌスによって引き立てられて経歴を始めた。マクリヌスも比較的帝室に近い人物であった。彼の経歴については、Plautin, CP, no. 248.

⑫ マクリヌスはカラカラ帝殺害の陰謀を主導していたとはいえ、直接の下手人は彼ではなかった。cf. Herod., 4, 12-13; Dio, 78, 4-6.
⑬ Plautin, CP, no. 247. アドウェントゥスは、speculator-*centurio* *frumentarius* → *princeps peregrinorum* という一種の秘密警察勤務を経て風州プロクラトルとなり、二二二年頃に近衛長官職に就任した。

第三章 コンモドゥス帝期の近衛長官

コンモドゥス帝はマルクス帝の息子で、一八〇年から皇帝として単独統治を始めた^①。即位直後から彼は、己の快楽に耽り、政治を全く顧みなかったとディオオラの史書は一樣に伝えている。現在の研究も、彼を暗愚な皇帝とみなすものがほとんどであり、彼の治世は非常に低い評価しか与えられていない。そのような彼の治世において、皇帝代行として政治面で顕著に活躍するのが近衛長官である。一八〇—一八二年に近衛長官であったティギディウス・ペレンニスは、コンモドゥス帝に代わって国政を取り仕切った。彼の失脚後近衛長官となったM・アウレリウス・クレアンデルも、官職売買、一年に二五人ものコンスルを任命するなど権勢を振るった。一九〇年頃から一九三年にかけての近衛長官Q・アエミリウス・ラエトゥスにいたっては、コンモドゥス帝を殺害して首都長官ペルティナクスを帝位につけた陰謀の首謀者であった。次いでラエトゥスは、近衛隊の不興を買ったペルティナクスの殺害にも関与したらしく、帝位を近衛隊が競売にかけるとい

① Herod., 4, 14, 2.

② Dio, 78, 14, 2.

③ アドウェントゥスが軍人として優秀であったから皇帝に擁立された、とも考えられる。だが、その場合、軍事経験のないマクリヌスが皇帝に擁立されたことが説明できない。アドウェントゥスも、近衛長官職についていたがために擁立されたと考えるべきである。

④ 法学者近衛長官に関するH Aの記述は特に信憑性が低い。本文中述べたように、パビニアヌスやパウルスについての記述の正確さは疑問視されている。法学者の著作は後世に残るが、それ以外の近衛長官は著作を残さない。H Aは古代末期の作であり、当時残存した法学者の著作に影響されて、法学者近衛長官を過大評価する傾向があるのではないか。また、四世紀以降には近衛長官職は完全な文官職に変質していた。この影響をH Aが受けた可能性もある。

表2 コンモドゥス帝期(180~192年)の近衛長官

| 名前 | 主要な経歴 |
|--|--------------|
| P.タルツティエヌス・パテルヌス(178?~182?) | 書簡局長 |
| Sex.ティギディウス・ペレンニス(180~185) | 穀物供給長官 |
| ニゲル(185?) | 経歴不明 |
| マルキウス・クアルトゥス(185) | 経歴不明 |
| T.ロンガエウス・ルフス(185) | 属州エジプト総督 |
| 何人かの近衛長官(185~187) ⁽¹⁾ | 経歴不明 |
| P.アッティリウス・アエプティアヌス(187?) | 経歴不明 |
| M.アウレリウス・クレアンドンル(187~189?) | 侍従。解放奴隷出身 |
| クレアンドンルの同僚近衛長官二人(187~188) | 経歴不明 |
| L.ユリウス・ウェヒリウス・ グラトゥス・ユリアヌス(188~189) | 穀物供給長官, 財務局長 |
| レギッルス(189?) | 経歴不明 |
| モンティレヌス(?) | 経歴不明 |
| Q.アメリウス・ラエトゥス(191?~193) | 何らかの高位の騎士身分職 |

(1) 彼らは在職が推定される。というのも、ルフスとアエプティアヌスの間には約二年の空白があるからである。

う、ローマ帝政史上類をみない事件を引き起こした。以上のように、コンモドゥス帝期の近衛長官は、強力な権勢を誇り、皇帝に代わって国政を運営していた(表二参照)^②。もちろんこのような皇帝代行は近衛長官職本来の役割ではなく、非公式な権限委任であった。ディオは、ペレンニスがやむなく国政を全て行わざるを得なかった、と述べている^③。ペレンニスは、本来の近衛長官権限を越えて、国政を委任されていたのである。ヘロディアヌスも「ペレンニスは帝国のあらゆる指揮権を手中に収めた」と述べている^④。

このようにしてペレンニスが獲得した臨時の権限は、以後の近衛長官によって慣行として引き継がれ、近衛長官の正式権限となったと、Howeをはじめとする従来の研究においては考えられてきた^⑤。それならば、近衛長官職の職務としての確立は、コンモドゥス帝期ということになる。そうなのであろうか。ペレンニスの臨時の権限は、彼以降のコンモドゥス帝期の近衛長官によって継承されたのであろうか。本章ではそれらの点を検討する。

ペレンニスの権限は、上述のディオの説明以外はほとんどわからな
い。その中で、特に重視されてきたのは、元老院議員身分に代わって
騎士身分の軍団長任命を行ったことである。Howe, de Laetは、こ
れを近衛長官職の権限拡大の証拠の一つと考えた。彼らは、近衛長官

が属州の軍団への任命権を行使した証拠と考え、この時にペレンニスはローマ帝国全軍の眞の指揮官の役割を持ち、属州軍への事実上の権威を確立したと見なした。そして三世紀にはこの権威はより通常のこととなつていったのである。コンモドゥス帝はペレンニスに遠征の指揮を委ねたとさえ de Laet は述べている。P. A. Brunt は、この任命を三世紀の騎士身分出身軍団長の先駆と見なしている。^⑧

これに対して、ペレンニスはこの行為をコンモドゥス帝の権威を借りて行つたのであり、近衛長官職の権限ではなかつたと C. R. Whitaker は反論した。^⑨ 皇帝と軍団の関係を研究した J. B. Campbell も、法的根拠がなくとして Howe の説を否定した。^⑩ Campbell は、非公式にのみ軍団指揮権は近衛長官に委任されたとする。確かに、近衛長官による属州の軍団への関与は、ペレンニスより後のコンモドゥス帝期の近衛長官については知られていない。Whitaker, Campbell の見解がより説得力があると言えよう。また、ペレンニスが遠征の指揮を委ねられたという de Laet の考えには証拠がない。ペレンニスによる騎士身分の軍団長任命は、例外的なものであった。セウエルス朝以降の三世紀の近衛長官の軍事権限をペレンニスからの単純な継承とは考えられないのである。

だが、近衛長官職自体がコンモドゥス帝期には既に確立していたことは確かである。Howe は、クレアンデルを例として、以下のように近衛長官職の確立を説明している。クレアンデルは、侍従 (a *caudicium*) として大変な権勢を誇っており、ペレンニスの失脚に大きく関与した。^⑪ 政敵ペレンニスを打倒すると、クレアンデルはしばらく自らの息のかかった者を近衛長官に任命させていたが、ついに自ら近衛長官職に就任した。^⑫ クレアンデルのような有力者が近衛長官職にわざわざ就いたことは、近衛長官職にかなりの重要性があったからである。また、当時近衛長官職を巡って政治抗争が続ぎ、短命の近衛長官が続いた。これも近衛長官職の重要性の現れなのである。このような Howe の説明には説得力がある。この時代、近衛長官職は、野心ある者にとつて極めて魅力的な職であったのである。コンモドゥス帝期に、近衛長官職に就いた者が連続して皇帝代理として常に政権を担えたのは、近衛長官職が国政においてかなりの役割を果たしうる職務として確

立していたからこそであった。

しかし、近衛長官職発展の画期をコンモドゥス帝期に置くことはできない。例えば、皇帝の政治諮問機関である元首顧問会への参加が近衛長官の内政権限の一つであったが、これへの参加について、史料は何も語っていないのである。短命の近衛長官が臨時に皇帝代行として国政を運営することが続いたために、この時代には近衛長官職自体の権限は増加しなかったと考えられよう。近衛長官の職務としての確立が、コンモドゥス帝期に起こった可能性は低いのである。

しかも、コンモドゥス帝期最初期、ペレンニス^⑩は近衛長官に就任するとすぐに、同僚近衛長官であったパテルヌスを失脚させて単独近衛長官となることを求めた。コンモドゥス帝の政治への無責任さだけでなく、近衛長官職の強力さへの認識も背後にあったと考えられる。そして、コンモドゥス帝期に国政が即座にペレンニスに委ねられ、後の近衛長官にも受け継がれたという事実は、国政を全般的に代行できるような権限の基礎が既にペレンニスにおいて近衛長官職にできていたことを示すのである。つまり、近衛長官職は、マルクス帝が死にコンモドゥス帝が統治を開始した時点で既に確立していたといえよう。

加えて、ペレンニスは、コンモドゥス帝によって恣意的に任命された近衛長官ではなかった。ヘロディアヌスによるとペレンニスは軍事手腕で評価が高い人物であり、近衛長官職に適任と見なされていた^⑪。また、彼がマルクス帝期には穀物配給長官であったらしいことが碑文より知られ、ペレンニスは騎士身分の順当な昇進順序を経て近衛長官職に達したと考えられる^⑫。ペレンニス登用には、マルクス帝期の近衛長官との連続性という一面もあったのである。実際、政治体制としてもコンモドゥス帝期は五賢帝期の延長線にあつた。元首布告 *constitutiones* もコンモドゥス帝期にはほとんど知られていない^⑬。この時代、政治体制においては何の変革もみられない。これらの諸点を鑑みると、我々は、更にコンモドゥス帝期より前に時代を遡って五賢帝期の近衛長官職にまで考察の幅を広げねばならない。

① 一七六年から父帝と共同統治を始めた。

② M. Grant, *The Antonines*, London, 1994, p. 163. 以下「近衛長官」

の政権」という表現がこの時代を表す。

- ⑧ Dio, 72, 9, 1-2. 「このころのセウエーレンヌス帝は戦車競走と放縱な日々を愛ね、あらゆる地位におぼわしきことをせむたく行わなかった。セウエーレンヌスは軍事のみならず、それ以外のことを全てをも手中に置くこと、及び国家を指導することを強じられたのである。」
- ⑨ Herod., 1, 8, 2.
- ⑩ Howe, op. cit., pp. 41-42.
- ⑪ Id., op. cit., pp. 25-26; de Laet, op. cit., pp. 542-543.
- ⑫ de Laet, op. cit., p. 552.
- ⑬ P. A. Brunt, *The Fall of Perennis*: Dio-Xiphilinus, 72, 9, 2, CQ, 23, 1967.
- ⑭ C. R. Whitaker, op. cit., vol. 1, p. 43. は「チャイデーウス・マリヌス帝による、セウエーレンヌスに対する近衛長官クリスピヌス派遣も非常手段としての委任とみなす。だが、クリスピヌス派遣を非常手段と

見の理由はなく。

- ⑮ J. B. Campbell *The Emperor and the Roman Army*, Oxford, 1984, pp. 115-116.
- ⑯ Howe, op. cit., p. 13 f.
- ⑰ Dio, 72, 9, 3 f.
- ⑱ HA, Commodus, 6, 6-8 et 12 f.; Dio, 72, 12.
- ⑲ 元首顧問会による近衛長官職の役割については第四章に詳述。
- ⑳ Dio, 72, 10, 1.
- ㉑ Herod., 1, 8, 1.
- ㉒ H. G. Pfau, *La valeur de la source inspiratrice de la vita Hadriani et de la vita Marci Antonini à la lumière des personnalités contemporaines nommément citées*, *HvC*, pp. 217-218.
- ㉓ W. Williams, *Individuality in the Imperial Constitutions: Hadrian and the Antonines*, *JRS*, 66, 1976, pp. 82-83.

第四章 五賢帝期の近衛長官

第一節 内政的側面

従来の研究は、五賢帝期の近衛長官を、どのように位置づけていたのであろうか。Osterによると、この時代の皇帝たちは近衛長官の権限に注意を向け、彼らの権限を抑制した。元老院と皇帝が協調し、良好な関係を維持していたが故にこの政策は可能になり、近衛長官と近衛隊は軍事力を発揮する機会を失い、皇帝の忠実な部下として職務を全うした。^①近衛長官の軍事的側面を研究した de Laet は、五賢帝期の近衛長官が皇帝の遠征に随行するなどの軍事的役割を果たしていたことを指摘したけれども、近衛長官職の軍事的権限はコンモドゥス帝期に確立したと考えている。^②元首顧問会を研究し

た Chokk は、近衛長官の内政権限の拡大は、ハドリアヌス帝期に始まったと考えた。③ 彼は特に近衛長官マルキウス・トルボを重視し、彼を「法学者近衛長官の父」とさえ述べている。これらの研究には、近衛長官職を軍事、内政の両側面から考察したものはない。あくまでもどちらか一方の面のみから近衛長官職の発展を考察したのであり、国政における近衛長官の位置、および元首政との関係を総合的に検討したものは少ない。また、前述のようにセウエルス朝の法学者近衛長官を過大評価し、五賢帝期の近衛長官をその前段階としかみなししていない。

しかし、第二章において考察したように、法学者近衛長官の意義は大きくないと解釈できる以上、近衛長官職の内政的側面のみ注目するだけでは、本稿の視点である近衛長官職の確立を論じることができない。また、コンモドゥス帝期以降の近衛長官職は軍事、内政両面において大きな役割をはたしていた。従って、五賢帝期の近衛長官職を軍事、内政両面から考察する必要がある。本章では、五賢帝期の近衛長官職が内政的側面、軍事面それぞれにおいてどのようなものであったかを考察し、確立期をこの時期に置き得るのか検討する。

近衛長官職の内政的側面のうちでもっとも重視されているのは、元首顧問会への参加である。元首顧問会は皇帝の諮問機関であり、五賢帝の三番目ハドリアヌス帝の治世に制度として整えられたと言われている。そこにおける近衛長官の役割は史料の少なさから、明確ではないが、近衛長官は皇帝の護衛という基本的性格上、かなり早くから元首顧問会に同席してはいたらしい。例えば、ユウエナリスの風刺詩にはドミティアヌス帝の元首顧問会らしきものが取り上げられ、近衛長官コルネリウス・フスキスの名が現れている。④ だが、近衛長官が権限として元首顧問会に参加し、何らかの政治的役割を果たすようになったのは、HA によれば、五賢帝の四番目アントニヌス・ピウス帝（以後ピウス帝と略す）の治世である。帝は死の床において、自らの後継者マルクス・アウレリウスを友臣及び近衛長官たちに委ねた。⑤ ここにおいては、近衛長官二人が皇帝の他の友臣たちとはっきり区別して描写されており、これが元首顧問会への近衛長官の権限としての参加の最初と見なされている。⑥ 次のマルクス帝期になると、近衛長官の役割は益々はっきりしてくる。マルクス帝は「自らの近

近衛長官たちの権威と吟味によって法を制定した」とH Aは伝えている。⁷⁾つまり、元首顧問会における近衛長官職の役割が明確になったのは五賢帝末期においてなのである。

元首顧問会参加以外の近衛長官職の内政的側面の一つは、皇帝暗殺の陰謀などの重大犯罪の捜査であり、ユリウス・クラウディウス朝期から知られている。⁸⁾おそらくこのような内政業務を起源として、皇帝から委任された裁判を皇帝の代理として行うという業務が近衛長官職に与えられた。そのために近衛長官は自身が主宰する法廷を持ち、そこで審理を行った。これが、元首顧問会への参加と並ぶ、近衛長官職の重要な内政的側面の一つであった。この側面が明確に史料に現れるのは、ハドリアヌス帝期の近衛長官マルキウス・トゥルボからである。彼は一日中法律業務にたずさわっていたとディオは伝えており、近衛長官主宰の法廷の初期のものと思なされている。⁹⁾ Crook は特にこの点を重視し、元首顧問会への職としての参加も同時に彼から始まったと推測した。¹⁰⁾ 彼によれば、一世紀のうちには近衛長官は皇帝の政治に関する助言者として変化していき、二世紀になると法律に関する権限も加えられ、内政面を担当する職として確立したという。近衛長官の内政面での権限はハドリアヌス帝期に拡大したと彼は考えたのである。¹¹⁾

確かにトゥルボは有能な近衛長官であり、在職期間も長く、ハドリアヌス帝の政治に重要な役割を果たしていた可能性は高い。だが、近衛長官主宰の法廷の存在から、元首顧問会への参加まで読みとることは無理がある。すべての改革をハドリアヌス帝に帰すことはできない。トゥルボをもって「法学者近衛長官の父」とは言えないのである。

ともかく、近衛長官の顧問会への参加は、上述の如くピウス帝末期からマルクス帝期にかけては明らかである。このことは碑文からも確認される。一九五七年発見のパナサ碑文から、元首顧問会の人的構成がある程度明らかになっている。¹²⁾ この碑文は、属州人への市民権賦与を確認するという内容のもので、一七七年に公式に記されたものと考えられている。

この碑文には皇帝の友臣が証人として名を連ね、彼らは元首顧問会の構成員であったと考えられる。その中において、パッサエウス・ルフスとタルッティエヌス・パテルヌスの名が六人の元老院議員に次いで騎士身分の者の最高位に記されて

いる。この時期彼らが両方とも近衛長官であった可能性は高いが、少なくともルフスは確実に近衛長官であった。^⑩

近衛長官の名が元老院議員の直後に現れ、法学者など他の騎士身分より上位であったことは、元首顧問会における参加すなわち国内行政における近衛長官の役割の確立を証明しているといえよう。パテルヌスが近衛長官でなかったとしても、彼は皇帝のラテン語書簡局長 (ab epistulis Latinis) という重要な文官職に就いていたことになる。ルフスはそれ以上の位置を占めていたことになり、元首顧問会における近衛長官の役割の大きさは否定されない。

従って、法律制定における近衛長官の関わりを強調する H A の上述の記述とこのバナサ碑文とから、近衛長官の職務としての元首顧問会参加は少なくともマルクス帝期には確立していたといえよう。近衛長官の自身の法廷主宰と共に、元首顧問会での発言権が確立していたことは、行政、司法といった内政的側面での近衛長官職の権限の大きな前進を示すのである。

五賢帝期の近衛長官が内政へ関与した事実、これら以外の面でも明らかである。マルクス帝期には、他の騎士身分文官職との緊密な関係が現れる。財務局長 (a rationibus) からの請願を受けて、バッサエウス・ルフス、マクリニウス・ウィンドックスの二人の近衛長官が、サエピヌムの行政官に書簡を送っている。^⑪ 近衛長官が財務局長を直接指揮下においていたかどうかは不明であるが、財務局長からの請願を受ける役割を少なくとも持っていたことを示している。^⑫ また、ハドリアヌス帝の近衛長官セプティキウス・クラルスは、支配層の文芸サークルの一員であり、小プリニウスの「書簡集 (Epistolarum)」の一部とスエトニウスの「皇帝伝」は彼に献呈された。このうち、後者はクラルスの近衛長官在職中に書簡局長職にあった。クラルスとスエトニウスは、皇后との過度の親しさをとがめられて同時に失脚させられた。このことは近衛長官の内政への関与を直接に示してはいないが、両人が極めて親密な関係にあったことは明らかである。以上のように、近衛長官と中央の他の騎士身分文官職との関係は、緊密であった。

このように、ハドリアヌス帝期からマルクス帝期にかけて、近衛長官職の内政的側面に関する記述が史料に初めて現れ、

また、実際、内政における役割は従来とは比較にならないほど大きくなっているのである。

第二節 軍事的側面

それでは、近衛長官の軍事的側面はこの時期に何らかの変化を受けたのであろうか。それについて示唆を与えてくれるのは、ピウス帝からマルクス帝にかけての近衛長官フリウス・ウィクトリヌスの例である。¹⁹ マルクス帝初期のパーティア戦争において、共同統治皇帝ルキウス・ウェルス帝が指揮をとったとき、ウィクトリヌスは近衛隊を率いて皇帝に同行した。²⁰ これは、ウィクトリヌスが、年若い皇帝を補佐するに十分の経験を積んだ幕僚であったからの措置と考えられる。²¹ この遠征において彼は勲功を立て賞を受けた。²² その後ウィクトリヌスはマルクス帝の北方国境への遠征に同行し、戦地において病死したらしい。彼の死によって、ルキウス・ウェルス帝はいたく落胆し、戦争を中止して首都へ帰還することを主張した、とH Aは伝える。²³

従って、ウィクトリヌスの役割は単なる皇帝の護衛隊長ではなく、遠征中の皇帝の軍事行動や作戦決定に重要な役割を果たしていたと考えられる。このような役割は、ウィクトリヌスより前にはほとんど知られていない。例えば、トラヤヌス帝期については史料が少なく明確なことは言えないものの、トラヤヌス帝の近衛長官リウイアヌスはダキア戦争においてダキア王デケバルスへの使節をつとめたことがわかっているだけで、それ以上の任務は知られていない。²⁴ ドミティアヌス帝期にはコルネリウス・フスキスが近衛長官として一軍を率いたことが知られているが、これは全く例外的な委任である。²⁵ というのも、彼の前後には、一軍を率いた近衛長官は他に存在せず、後の近衛長官にこの権限が受け継がれたとは考えにくいからである。原則として、ウィクトリヌス以前の近衛長官は皇帝の遠征には同行するものの、軍事行動において重要な役割は果たさなかった。その具体的任務は不明であるが、もっぱら皇帝の守護を任務としていたと思われる。²⁶ ウィクトリヌスは、これら、初期の近衛長官たちとは比較にならないほど大きな軍事的役割をはたしていたといつてよい。

しかもこの拡大した軍事権限は、ウィクトリヌスのみに委ねられた例外的権限ではなかった。ウィクトリヌス以降の近衛長官たちも、同様に対外軍事活動において重要な役割をはたしていた。de Laetは、五賢帝期の近衛長官は参謀的な役割を果たしていたのではないかと指摘した。^{②③} ウィクトリヌスの同僚であったらしい近衛長官フラウィウス・コンスタンスは、北方国境で何らかの軍事任務に就いていたことがわかっている。^{②④} ウィクトリヌスの後継の近衛長官パッサエウス・ルフスも、皇帝の遠征に大きな役割を占めており、マルクス帝の勝利を祝った凱旋式において、功績を評価されて章を授けられていた。^{②⑤} パッサエウスの同僚ウィンデックスはマルコマンニー族との戦闘において敗死している。^{②⑥} 中でも、とりわけ、マルクス帝期末期の近衛長官タルティエヌス・パテルヌスの指揮権は興味深い例を提示している。彼は明らかに近衛隊だけでなく他の軍団をも率いてゲルマン人と大規模な戦いを行い、勝利を収めて、マルクス帝に十度目の最高司令官兼呼をもたらしした。^{②⑦} ローマ帝国の軍団長には元老院議員が任命されるのが普通であったため、彼は騎士身分でありながら元老院議員たちに対して命令権を行使したと推定される。

従って、マルクス帝期の近衛長官たちは、連続的に、対外軍事行動において重要な役割を果たしていた。ウィクトリヌスがたまたま軍事的に有能であったからではない。戦場においての近衛長官職の役割がそれなりのものとして固まっていたことを示すといえよう。おそらく、徐々に近衛長官の軍事面での役割は増加し、マルクス帝期には、de Laetが言う参謀長のような役割が確立していったのであろう。特にパテルヌスの指揮権は、三世紀の近衛長官の強力な軍事権限の端緒となったと思われる。Duryらは、このような指揮権は、五賢帝期には戦時における例外として近衛長官に賦与されたのであり、平時に近衛長官がローマ帝国全軍に対する指揮権を持っていたわけではないとする。^{②⑧} 彼らの説はもつともであるが、少なくとも戦争における近衛長官の軍指揮権が一定の大きなものとして確立していたことは、後の時代の近衛長官職の発展に強い影響を与えたといえよう。五賢帝期後半に、近衛長官職の軍事的権限・役割は大幅に拡大していったのである。^{②⑨}

第三節 五賢帝期における近衛長官職の権限の位置づけ

本章一、二節の考察を総合すると、ハドリアヌス帝期からマルクス帝期にかけて、すなわち五賢帝期後期に、近衛長官職は、その内政的側面と軍事的側面の両面において大きく発展していったのであった。それまでほとんど軍事面のみで権限しか保有していなかった近衛長官は、司法、行政などの領域における役割を獲得し、さらに軍事面でも、近衛隊指揮のみに留まらなかった。近衛長官職は従来とは比較にならないほど、国政全般において大きな役割を担うことになったといえよう。その結果、次のコンモドゥス帝期初頭には、近衛長官ペレンニスが皇帝代行として国政を運営することができた基礎が整ったのである。ペレンニスの属州軍団への人事介入もそれ故に可能であった。皇帝が近衛長官職を制限しようとしたという Osier に代表される説は否定される。また、Passerini, de Laet のように、五賢帝期の近衛長官職の軍事的権限のみを強調し、内政的側面は未だ発達していなかったという説にも従うことはできない。五賢帝期後期における近衛長官職の権限増加は、近衛長官職の性格を一変させるほど多面にわたった、画期と呼び得るものだったのである。

- ① Osier, op. cit., p. 98. など。コンモドゥス帝が統治権を放棄して享楽に耽ったため、近衛長官は強力になった、と Osier は考える。
- ② de Laet, op. cit., p. 552.
- ③ J. A. Crook, op. cit., p. 137 et 140.
- ④ Juv., Sat., 4, 3f. エウキオリスの作品は風刺詩であって史書ではないため、信頼性は高くはない。この場合も正式の元首顧問会と断定はできない。この時にフスタスと共に言及されているクリスピヌスを近衛長官の Passerini はみなしたが、Houston, Jones らは否定し、近年の考古学の著者は支配的である。
- ⑤ H. A. Marcus, 7, 3.
- ⑥ Crook, op. cit., p. 67.
- ⑦ H. A. Marcus, 11, 10.
- ⑧ 例えば、ネロ帝の近衛長官ガイウスは帝に対する陰謀の捜査のため、帝の妻オクタヴィアの侍女を尋問している。(Tacitus, *Annals*, 14, 60.)
- ⑨ Dio, 69, 18, 3.
- ⑩ Crook, op. cit., p. 140.
- ⑪ Crook, op. cit., p. 137.
- ⑫ J. H. Oliver, Text of the tabula Banastiana, A. D. 177, *J/Pl*, 93, 1972, pp. 336-340; A. N. Sherwin-White, The Tabula of Banastiana and the *Constitutio Antoniniana*, *JRS*, 63, 1973, pp. 86-98.
- ⑬ 大半の研究者は、エウキオリス・ルフスとタルティウス・ムテ

マヌスの両者は近衛長官としてたどきえ⁹⁰。cf. H. G. Pfau, *La valeur de la source...* pp. 217-218; Campbell, op. cit., p. 347.

⁹¹ CIL, IX, 2438.

⁹² F. Millar は、これを三世紀以前に近衛長官がマヌスに管轄権を持つた例とす。F. Millar, *The Emperor in the Roman World*, New York, 1977, p. 124.

⁹³ 彼の経歴については Pfau, *CP*, no. 139.

⁹⁴ CIL, V, 648.

⁹⁵ A. Birley, *Marcus Aurelius: A Biography*, London, 1987, p. 125.

マヌスとマヌスが経歴の途中で風州ガナニブのトロクラトルを勤めつたことと皇帝の考慮が入っていたと思われ⁹⁶。

⁹⁷ CIL, V, 648.

⁹⁸ HA, Marcus, 14, 5. ムクトリヌスの死は、従来戦死と考えられてきたが、近年では、当時流行した疫病による死と見られる。

⁹⁹ Dio, 68, 9, 1-2. ムアヌスは、アドリアヌス帝の友人でもあった。cf. HA, Vita Hadriani, 4, 2.

¹⁰⁰ Suet., Dom., 6; Dio, 67, 6, 6; 68, 9, 3; Mart., 6, 76, 2 など。

第五章 近衛長官職確立の背景

第一節 騎士身分官職体系内での位置

それでは、近衛長官職の以上のような権限拡大は、当時の政治状況とどのような因果関係において理解されるべきなのであろうか。最も考慮すべきは、騎士身分の発展と近衛長官職との関係である。前述のように、アドリアヌス帝は、文官昇進階梯を導入するなど、騎士身分の昇進階梯を整備した。さらに、プロクラトルのポストも増加し、プロクラトル内

の時にマヌスは敗死した。

¹⁰¹ Tacitus, *Annales*, 2, 16; 2, 20.

¹⁰² de Laet, op. cit., pp. 516-517.

¹⁰³ CIL, 13, 12057. 彼については、アドリアヌス帝期に風州ダキア・インホルのトロクラトルであったこと以外知られていない。ただし Pfau は、近衛長官として一軍を指揮した可能性を推測。cf. CIL, III, 12601 a et b; III, 13795; Pfau, *CP*, no. 149.

¹⁰⁴ CIL, VI, 1599. 彼の経歴については Pfau, *CP*, no. 162 を参照。

¹⁰⁵ Dio, 71, 12, 3, 5.

¹⁰⁶ Dio, 71, 33, 3. マヌスの経歴については Pfau, *CP*, no. 172 を参照。

¹⁰⁷ Dury, op. cit., p. 170; Howe, op. cit., p. 21; de Laet, op. cit., p. 517.

¹⁰⁸ de Laet は、ミティアヌス帝期のユルネリウス・フスキスからこのマヌスまで、近衛長官は戦場では軍を率いたと主張する。だが、彼らの間には他にそのような例は見られない。

でも俸給による序列化が進んだ。また、元老院議員は *clarissimus* という称号を保持していたのであるが、マルクス帝期には、騎士身分にも独自の称号が導入され、騎士身分は三段階に区分された。加えて、それまで本人一代限りであった騎士身分に世襲制が導入された。騎士身分の官職体系はハドリアヌス帝期にある程度確立し、マルクス帝期に一層の発展をみせ、元老院議員身分のそれに近づいたといつてよい。

このような騎士身分の発展に、近衛長官職も大きな影響を受けた。トラヤヌス帝期の近衛長官に関しては史料が極めて不足しており、ほとんど判断できないが、ハドリアヌス帝初期までは、近衛長官職に登用された人物には、皇帝と姻戚関係で結ばれていたり、何らかの点で皇帝と縁の深い者が多かった。フラウィウス朝（六九～九六年）では特にこの傾向が著しかった。ウエスパシアヌス帝の近衛長官は、帝の息子ティトゥスと親戚の元老院議員アレキヌス・クレメンヌスおよび、ウエスパシアヌス登位に必要な支援を与えたティベリウス・アレクサンデルであった。特にティトゥスとクレメンヌスは元老院議員身分であるにも関わらず近衛長官職に登用され、極めて特異である。ドミティアヌス帝の近衛長官ユリウス・ウルススは、帝室であるフラウィウス家と縁戚関係のあるユリウス家の出身であり、彼以外の近衛長官ラベリウス・マクシムス、コルネリウス・フスクス、カスペリウス・アエリアヌスは、ウエスパシアヌス帝の即位を助け帝室と特につながりが深かった。フラウィウス朝より後にもこの傾向は続く。トラヤヌス帝からハドリアヌス帝期にかけての近衛長官アッティアヌスは、トラヤヌス、ハドリアヌス両帝の同郷人で、ハドリアヌス帝の若い時の後見人であった。^①

ところが、ハドリアヌス帝期半ば以降においては、近衛長官に登用された者の経歴に変化がみられる。もっとも、皇帝と縁の深い者は登用され続けた。だが、それだけでなく、騎士身分の昇進階梯を着実に上昇してきた、取り立てて皇帝家と縁は深くなく出自も低い、能力的には有能な者たちの登用も増加するのである。特に、一兵卒から経歴を着実に上げてきた、いわば叩きあげの軍人出身者で、経歴途中において軍事的手腕を発揮した者が多かった。ハドリアヌス帝期の近衛長官マルキウス・トゥルボは、属州マウレタニアにおいてユダヤ人反乱を鎮圧した後、属州ダキアにおいて総督代理

という異例の要職に就き、その後近衛長官職に登用された^②。ダキアはトラヤヌス帝期に初めてローマ帝国に組み込まれた未だ情勢不安な土地で、絶えず蛮族の侵入の危険があり、軍事的手腕が必要とされる属州であった。ピウス帝の近衛長官で約二〇年という異例の長期間近衛長官であったガイウス・マクシムスは、近年の経歴復元が正しければ、トゥルボと同じく叩きあげの軍人であった^③。前述のウィクトリヌス、バッサエウス・ルフスも同様の経歴を経てきた人物である^④。しかも、彼らは長期にわたって在職し、皇帝の信頼を勝ち得ていたのである。

また、この時代、騎士身分の昇進階梯を上げてきた近衛長官は、叩きあげの軍人だけではなかった。文官昇進階梯が上がってくる者も出現した。ピウス帝からマルクス帝にかけての近衛長官レペンティヌスがそれである。彼の経歴も近年まで不明であったが、最近になって一部が復元された^⑤。それによると、彼は、皇帝金庫担当から経歴を始め、書簡局長から近衛長官になっており、騎士身分の文官経歴を着実に歩んできたといえる。彼の近衛長官登用にはピウス帝の側室ガレリアの影響もあったらしい。だが、Pflaum が指摘しているように、ピウス帝は騎士身分の人材登用に配慮しており、単にガレリアの影響のみによる登用とは考えられない^⑥。ともかく、経歴が既知の近衛長官の中では、このような文官の昇進階梯を経て近衛長官に達した人物は彼が最初であり、その意義は大きい。経歴の点では彼は、後の法学者近衛長官の先駆ともいえ、画期をセウエルス朝法学者近衛長官ではなく、五賢帝期に遡らせることの根拠の一つともいえよう。

このように、五賢帝期の近衛長官は、当時制度として固められていった騎士身分の昇進階梯を、着実に昇ってきているのである。ここには近衛長官登用のプリンシプルの確立、官職としての整備が見てとれよう。皇帝は、近衛長官の登用にかなりの配慮を見せ、体系化を進めているのである。ペルティナックスが騎士身分から元老院議員に昇格 (adlectio) されていたため近衛長官に登用できないことをマルクス帝は悔やんでいたという H A の記述は、この状況を反映していると思われる。

更に、マルクス帝による騎士身分への前述の称号導入によって、騎士身分は eminentissimus, perfectissimus, egregius

の三種類に区分された。この結果、一般の騎士身分の者は *egregius* を、属州エジプト総督や穀物供給長官といった高位の騎士身分官職に就いている者は *perfectissimus* の称号を持つことになった。そして、最高の *eminentissimus* の称号に関しては、基本的には近衛長官職就任者のみが保持したのである。近衛長官職はこれによって正式に騎士身分最高職として定められ、極めて高い権威を獲得し、エジプト総督などの他の高位の騎士身分官職とは一線を画した職務であることが確定したのである。

第二節 コンスル格顕彰

コンスル格顕彰 *ornamenta consularia* 賦与からも五賢帝期における近衛長官の地位上昇は明らかである（表三参照）^⑦。コンスル格顕彰を賦与された者は、コンスルと同格の地位を受けることになり、元老院での実際の議席は得られないものの、非常な名誉であった。例えば、六九年の内乱を収めて新王朝を開いたウエスパシアヌスは、自分の勝利を助けた者たちに種々の顕彰 *ornamenta* を賦与してその功績に報いた。^⑧ 顕彰にはコンスル格、プラエトル格、クアエストル格の三種があり、元老院議員身分、騎士身分両方に、功績に応じて与えられてきた。近衛長官もティベリウス帝期のセイアヌス以来、しばしば三種のどれかを賦与された。^⑨ この制度は二世紀に著しい変化を遂げた。被賦与者の身分構成を調べてみると、二世紀以降、顕彰は騎士身分にのみ与えられている。それも、ハドリアヌス帝期初期の一例を除いて、^⑩ 近衛長官にのみ独占的に賦与されたのである。それもプラエトル格、クアエストル格の賦与例は見られず、すべてコンスル格であった。もっとも、コンスル格顕彰は、二世紀以降の近衛長官全員に与えられたのではなかった。トラヤヌス帝期の近衛長官については、前述のように史料の不足からほとんどわかってはいないが、その授与は *senatus* アッティウス・スブラヌス一例しか知られていない。^⑪ ハドリアヌス帝期にも P・アキリウス・アッティアヌス一例のみで、その治世の近衛長官の大半はこれを賦与されなかったらしい。^⑫ このスブラヌスとアッティアヌスは、二人とも、近衛長官を辞め、元老院議員へ昇格さ

表3 五賢期後期の近衛長官 ((コ)はコンスル格頭職賦与を, (?)は賦与の可能性を示す)

| トラヤヌス帝期 (98~117年) | |
|---------------------------------------|--|
| 名前 | 主要な経歴 |
| (?)Sex. アッティウス・スブラヌス (?) | 属州ガリア・ベルギカのプロクラトル |
| Ti. クラウディウス・リウィアヌス (?) | 経歴不明 |
| (コ)P. アキリウス・アッティアヌス (?~119) | ハドリアヌス帝の後見人 |
| Ser. スルピキウス・シミリス (?~119) | 属州エジプト総督, 穀物供給長官, 一般市民出自 |
| ハドリアヌス帝期 (117~138年) | |
| (コ)P. アキリウス・アッティアヌス (?~119) | 上記参照 |
| Ser. スルピキウス・シミリス (?~119) | 上記参照 |
| C. セプティキウス・クラルス (?~123?) | 経歴不明 |
| Q. マルキウス・トゥルボ (123?~?) | 属州パンノニアインフェリオルとダキアの特別指揮, 属州マウレタニアのプロクラトル |
| アントニヌス・ピウス帝期 (138~161年) | |
| (コ)M. ペトロニウス・マメルティヌス (138~?) | 属州エジプト総督 |
| (コ)M. ガウィウス・マクシムス (138~158) | 属州マウレタニア, アシアのプロクラトル, 一般市民出自 |
| (コ)C. タッティウス・マクシムス (158~160) | 消防隊長官, 近衛隊副官, 典型的騎士身分の経歴 |
| (コ)T. フリウス・ウィクトリス (160~168) | 属州エジプト総督, 穀物供給長官, 属州ガラティアのプロクラトル |
| (?)Sex. コルネリウス・レベンティヌス (160~?) | 書簡局長, 皇帝金庫担当, 最初の文官出身近衛長官 |
| マルクス・アウレウス帝期 (161~180年) | |
| (コ)T. フリウス・ウィクトリス (160~168) | 上記参照 |
| (?)Sex. コルネリウス・レベンティヌス (160~?) | 上記参照 |
| T. フラウィウス・コンスタンヌス (?) | プロクラトル (担当属州不明) |
| (コ)M. パッサエウス・ルルス (168?-177 or 180) | 属州エジプト総督, 消防隊長官, 一般市民出自 |
| M. マクリニウス・ウィンデックス (168?~172) | 属州ダキア・ポロリッセンシスのプロクラトル |
| (コ)P. タルッティエヌス・パテルヌス (178?~182?) | 書簡局長 |

れたと同時にコンスル格顕彰を与えられた。¹³ 近衛長官在職中の授与ではなかった。彼らへの授与は近衛長官職とは直接関係はない。

ピウス帝期から状況は一変する。HAによれば、ピウス帝は近衛長官全員に在職中コンスル格顕彰を授与し、その権威を高めた。¹⁴ 彼の治世の近衛長官は五人が知られ、そのうち最初の三人についてはその信憑性は広く認められている。¹⁵ ピウス帝期末のウィクトリヌスとレペンティヌスについては、前者はマルクス帝期に授与されたらしく、後者は、原則として元老院議員身分固有の *clarissimus* の称号を持っており、顕彰授与の可能性は高いが確定的ではない。¹⁶ ほぼHAが伝える通りと言えよう。また、続くマルクス帝期には、ピウス帝期から引き続きウィクトリヌスとレペンティヌスが最初近衛長官をつとめ、マルクス帝期前半まで近衛長官であったウィクトリヌスは賦与されている。彼らを除くと、計四人の近衛長官の存在がマルクス帝期には確認され、コンスル格顕彰を受けたのは二人である。だが、賦与されていないフラウィウス・コンスタンス、ウィンデックスは近衛長官在職中についての史料が極めて乏しい。前者は碑文から在職が確認されるのみであり、後者も文献に言及はあるものの同様の状況である。また彼は近衛長官在職四年足らずで戦死を遂げた。賦与された二人のうち、パテルヌスはコンモドゥス帝期における退職時の賦与であり、在職中の賦与ではないが、彼はマルクス帝末期に近衛長官に登用されたにすぎない。一方、ウィクトリヌスを引き継いで最も在職期間が長い、マルクス帝期後半の近衛長官、パッサエウス・ルフスは在職中に賦与されているのである。従って、ピウス帝期からマルクス帝期にかけての近衛長官は、在職期間が短い、もしくは史料のほとんど残されていない一部近衛長官を除いて、大半がコンスル格顕彰を賦与されているのである。Remyは、アントニヌス・ピウス帝期を除いてコンスル格顕彰は近衛長官に自動的に賦与されたのではないと述べたが、¹⁷ トラヤヌス帝、ハドリアヌス帝の近衛長官と両アントニヌス帝期とでは、明らかな相違があった。¹⁸ 顕彰賦与のこの独占的傾向からは、皇帝の政治的意図が明らかである。この措置によって、皇帝は近衛長官職の権威を高めることを目的としていたのであろう。また、皇帝たちが近衛長官を重視し、近衛長官の功績が無視できないもの

であったともいえない。コンスル格頭彰を連続的に受けることで、近衛長官職は騎士身分の中でも特別の地位を意味するものになり、権威の点において元老院議員身分に限りなく近いものになっていったのである。

従って、五賢帝期後期における近衛長官職の変化は、単に権限の面においてだけではなかった。騎士身分の官職体系の発展に伴って、近衛長官職はその最高位たるべき職として位置づけられていったといえる。昇進階梯からみれば、近衛長官はフラウィウス朝から、騎士身分の最高位に位置していたが、五賢帝期後期に、権限・権威という実質的な点でも最高職となったのである。この結果、近衛長官は、皇帝の護衛隊長かつ側近という非公式な存在から、騎士身分の頂点として国政運営に重要な位置を占める職務へと大きな変質を遂げていった。

近衛長官職は五賢帝期後期に職務として確立したのである。この時代こそ近衛長官職発展の画期であり、三世紀に元老院議員身分にとってかわることになる騎士身分官職体系の枠組みが成立したといえよう。

- ① G. W. Houston, *Roman Imperial Administrative Personnel during the Principates of Vespasian and Titus*, diss., Chapel Hill, 1971, ティトゥス・フロンタセネン no. 174; マンキヌス・マンヌス no. 14; フルネリウス・ノクタス no. 173; フリウス・マルヌス no. 583; テリウス・フンダク no. 178; テリウス・ブヒンブク no. 170; B. W. Jones, *The Emperor Domitian*, London & New York, 1992, pp. 59-61.
- ② 彼の経歴については長らく問題となっていた。H. G. Pfaum, *CP*, no. 94; R. Syme, *The Wrong Marcus Turbo*, *JRS*, 52, 1962; Id., *More Trouble about Turbo*, *HAC*, 1979/81; D. C. Blommaert, *Tribunus Equitum Singularium?*, *ZPE*, 79, 1989, pp. 297-307.
- ③ ガウイウス・マクシムスの経歴については、従来は風州・マヤンタニアのプロクラトル及びアシアのプロクラトルを経て近衛長官に就任したとしかわからなかった。だが、近年では *CIL*, XIV, 191 と 4471
- ④ Pfaum, *CP*, p. 331. ヘルリンの関与の信頼性自体論はなごうに般に見られる。
- ⑤ マンヌス格頭総督としての A. Chastagnol, op. cit., pp. 39-68; Id., *Latius clavus et adlectio dans l'Histoire Anguste*, *HAC*, 1975/76; B. Rémy, *Ornati et ornamenta quaestoria praetoria consularia sous le haut empire romain*, *REA*, 78/79, 1976/77. などの研究が主である。
- ⑥ 例えば、ローマの風国ニダヤの王・ブリッソニ二世と、マニエーブ地

方の軍団を率いてウェスパンシアヌスに勝利をもたらした。元老院議員身分のアントニウス・フルティウスはロンヌル格頭彩を授与された。cf. Tacitus, *Historiae*, 4, 4; Dio, 66, 15, 3.

⑥ マイクヌスはトヘニス格頭彩を賦与された。cf. Dio, 57, 19.

⑦ L. Mestrius Plutarchus が授与された可能性がある。(Suda, p. 1794.)

⑧ R. Syme, *Guard Prefects of Trajan and Hadrian*, *JRS*, 70, 1980, pp. 65-66. だが、Rémy, op. cit. はスプレタヌスの頭彩授与を認めない。

⑨ M. Christol と S. Demougin は、碑文の断片から Ser. スルピキウス・シプリウス・ロンヌル格頭彩を授与されたことと推定する。だが、彼の碑文復元は決定図ではない。cf. M. Christol & S. Demougin, *Notes de prosopographie equestre V-VI*, *ZPE*, 74, 1988.

⑩ HA, Vita Hadriani, 8, 6. Chastagnol, op. cit., 1970, p. 62. だが、アッティアヌスが近衛長官職在職中にロンヌル格頭彩を賦与された HA の記述を解釈する。J. P. Callu (ed), *Histoire auguste*, Paris, 1982, pp. 26-27. も彼の説を採る。もし、彼らの解釈が正しかったとしても、アッティアヌスはハドリアヌス帝の元後見人であり、ハドリアヌスの即位に最も貢献した人物の一人とされる。従って、彼のロンヌル格頭彩授与は彼個人の特異な事情によるものと考えられよう。

おわりに

近衛長官の権限はコンモドゥス帝期に発展を始め、セウエルス朝期に法学者近衛長官が国政を主導し、三世紀の近衛長官の隆盛につながった、という通説には多くの問題が存在した。本稿においては、もっとも問題の多いセウエルス朝期の

⑪ HA, Pius, 10, 6.

⑫ Rémy, op. cit., p. 184; Morabito, *Étude sur la composition du Conseil impérial d'Antonin le Pieux à Commode (138-193)*, *Index*, 12, 1983-84, p. 334 et 347. 特に M. ガウティウス・プラキティムスは CIL IX, 5358, 2477 が賦与が明らかである。

⑬ ヴァクトリヌスのロンヌル格頭彩賦与は、碑文から明らかであるが、賦与の時期は確定できない。彼はビウス帝末期に任命されたらしいので、ベリヌス帝期に賦与された可能性が高い。ノンティヌスが *vir clarissimus* の称号を保持したことは碑文から確かである。ロンヌル格頭彩を受けた者が *clarissimus* の称号を持ち得たかどうかは議論の分かれ点である。(cf. CIL, V, 648; VI, 654; Chastagnol, op. cit., 1970, pp. 39-63.)

⑭ Rémy, op. cit., p. 167.

⑮ M. Morabito, op. cit., p. 334 だが、ユウス帝期とベルクス帝期における頭彩賦与の連続性を指摘。

⑯ エリウス・クラウディウス朝までは、近衛長官を経て属州エジプト総督に達する者はいたが、その逆の例は確認されていない。そのため、属州エジプト総督が騎士身分最高位と考えられている。一方、フラウイウス朝以降には属州エジプト総督を経て近衛長官に達する者はいたが、その逆の例は確認されていない。

法学者近衛長官から考察を始め、コンモドゥス帝期だけでなく五賢帝期後期にまで時代を遡りつつ考察の範囲を広げた。その結果、法学者近衛長官は近衛長官職発展の画期とは考えられず、近衛長官の官職としての権限は、従来見るべきものが少なかったとされる五賢帝期に軍事的側面、内政的側面の両面で発展していき、少なくともマルクス帝期には既に確立していた、ということが明らかになった。コンモドゥス帝期において有力近衛長官が出現したのは、五賢帝期に近衛長官職の権限が確立した結果であったのである。加えて、近衛長官職の確立は、同時期の騎士身分の発展と密接にかかわり合っていた。この時期に近衛長官職は、権限のみならず、権威、地位の点においても騎士身分の最高職として位置づけられ、三世紀の騎士身分官職体系の基本的枠組みが形成されたのである。

すなわち、近衛長官職発展の画期は、五賢帝期後期にあったといえよう。本稿が到達したこの結論は、元首政の変化を考察する上で極めて意義が大きいと思われる。というのも、近衛長官職の確立は、元老院議員を主体とする元首政において、元老院議員ではない者―騎士身分―が恒常的に大きな役割を果たすようになったことを意味するからである。もとより、属州レヴェルでは、属州エジプト総督など一部において騎士身分の役割は小さくはなかった。だが、五賢帝期後期に、帝国の中央、つまり、政策決定の中枢において、純然たる騎士身分である近衛長官が大きな役割をはたすようになったのである。五賢帝期後期をもって、ローマ帝国の政治体制は少なからず変化したといえよう。もともと、これまでの政治体制の根本からの改革が進められたのではなく、これまでのものに近衛長官職という新要素を付加することで、国政全般の更なる効率化を図ったのであろう。従来の研究においても、五賢帝期最後のマルクス帝が騎士身分整備に多く配慮したということは認められているが、本稿の考えは、その見解を更に一歩押し進めるものである。

さて、セウエルス朝の近衛長官職の性格は、基本的に五賢帝期の近衛長官職のそれを踏襲していた。だが、単なる延長線上にあったのではない。近衛長官の権威がますます上昇し、カラカラ帝期末には、元老院議員身分と比べて遜色のないものとなったのである。その結果、騎士身分であるにも関わらず、マクリヌスの登位が可能になったと推定される。近衛

長官職就任者はマクリヌス以降、帝位に就いても不思議ではない存在となったのである。もちろん、軍費用穀物供給といった権限の増加も見られるが、権威の上昇こそが、セウエルス朝の近衛長官の特徴であった。

このような発展を経て、軍人皇帝時代の「副皇帝」とでも言える強力な近衛長官職が成立するのである。この時代には帝国は極めて危機的な状況に陥り、臨機応変の対応を必要としていた。元老院議員身分の衰えも伴って政策決定中枢における近衛長官の役割は更に増加した。その権限は軍事、行政、財政、司法など帝国の多岐にわたり、元老院議員たちに代わって国政運営の中心的役割を担う職務となったのである。

筆者はこのような見通しを抱いているが、本稿においては近衛長官職の職務としての確立の時期を問題としたため、法学者近衛長官の意義を否定したものの、セウエルス朝の近衛長官職についてその権限・権威を再構成する紙幅の余裕はなかった。また、ユリウス・クラウディウス朝やフラウイウス朝といった元首政初期の近衛長官職の性格も考察し、本稿で得た結論の妥当性を検証する必要もあろう。以上の点に関しては、別稿において論じたい。

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程

）

The Establishment of the *Praefectus Praetorio*

by

KUWAYAMA Tadafumi

At the beginning of the Principate the *praefectus praetorio* (praetorian prefect) was merely a minor office. By the mid-third century, however the powers of the praetorian prefect had expanded to encompass both military and civil aspects of state administration. Indeed, during this period, the praetorian prefect was so powerful as to be known as “vice-emperor”.

Scholars have generally asserted that such powerful praetorian prefect arose during the Severan Period. To them, the pattern by which the praetorian prefect became entrusted with civil powers was best exemplified by the appointment of the great jurists Papinian and Ulpian as praetorian prefects (jurist-prefects). According to this view jurist-prefects were the most powerful men in government. Closer scrutiny reveals however that the powers of these jurist-prefects have been vastly overrated, because each was dually appointed and held rank inferior to the other (non-jurist) prefect. In other words, the role of jurist-prefects was less significant than ever indicated.

I believe that both the military and civil powers of the praetorian prefect expanded most markedly during the Antonine period. In addition to securing significant civil powers, the praetorian prefect played a greater role in warfare as well. Furthermore, many prefects were bestowed the *ornamenta consularia*, which led to a dramatic increase in the authority of that office. Indeed, the status of the prefect became equal to that of a senator or more than that. In other words, it was the Antonine period which witnessed the development of the praetorian prefect into a significant post. During this same period, a system of equestrian office also became highly developed. The increase in the powers and status of the praetorian prefect coincided with the development of the equestrian order, with the praetorian prefect being officially admitted as its highest officer. Because the framework for the rise of this equestrian order in the third century was already extant in the Antonine Period, it is during that age that one can posit the beginnings of the transition to the later Roman Empire.